

「統合幕僚監部等によるイラク『日報』に係る大臣報告の経緯について」、「陸上自衛隊国際活動教育隊における『日報』を巡る経緯について」、「航空自衛隊におけるイラク『日報』を巡る経緯について」に関する調査報告書

平成30年5月23日
防 衛 省

目次

I. 報告の趣旨	1
II. 統合幕僚監部等によるイラク『日報』に係る大臣報告の経緯について	2
1. 経緯	
2. 事実関係	
(1) イラク「日報」の存在の確認から大臣報告作成までの対応	
(2) 大臣報告までの対応	
3. 評価	
III. 陸上自衛隊国際活動教育隊における『日報』を巡る経緯について	7
1. 事実関係	
(1) 平成29年2月16日の国会議員からの資料要求等に係る対応	
(2) 特別防衛監察に係る対応	
(3) 情報公開請求に係る対応	
(4) 「日報」の一元的な管理に係る対応	
2. 評価	
IV. 航空自衛隊におけるイラク『日報』を巡る経緯について	10
1. 事実関係	
(1) 平成29年2月から3月までの対応	
(2) 平成29年7月の南スーダン「日報」に係る再発防止策の策定以降の対応	
(3) 空自イラク「日報」確認までの対応	
2. 評価	

I. 報告の趣旨

この報告は、「南スーダン派遣施設隊「日々報告」の管理状況に関する特別防衛監察の結果を踏まえた情報公開及び行政文書管理における再発防止のための措置について（通達）」（防官文第11481号（29.7.28））において、再発防止に係る抜本的な措置として、「日報」を含む定時報告¹の全てを統合幕僚監部（以下「統幕」という。）参事官で一元的に管理することが定められたところ、その作業の過程で明らかになった三件の事案について、それぞれの事案に関わる部署における関係者からの聴取等を行い、それぞれの事実関係の調査結果及びその評価を取りまとめたものである。

（以下、Ⅱ～Ⅳのそれぞれの章ごとに、本省課長級以上の者を除き、登場する順に人物にアルファベットを付与）

¹ 定時報告とは、行動命令に基づき活動する部隊が作成した上級部隊（司令部を含む）への定時報告であって、防衛大臣又は上級部隊の判断に資するもの。

Ⅱ. 統合幕僚監部等によるイラク『日報』に係る大臣報告の経緯について

1. 経緯

上述の「日報」を含む全ての定時報告について、統幕参事官における一元的な管理のための作業を進める過程で、平成29年11月27日以降、陸上自衛隊（以下「陸自」という。）においては、陸自全部隊等を対象に、海外活動に係る定時報告の確認作業を行い、平成30年1月12日には陸自研究本部から、また同月31日には陸上幕僚監部（以下「陸幕」という。）衛生部から、陸幕総務課に対しイラクの自衛隊の活動に関する「日報」を含む確認作業の結果が提出された。その後、陸幕総務課において、陸自の各部隊等から提出されたイラク「日報」を含む定時報告の取りまとめ作業を行い、当該結果をリスト形式で取りまとめ、2月27日、陸幕総務課より統幕参事官に対し当該リストが提出された。

同日、統幕参事官付A、B及びCは、陸幕総務課D、E及びFより、陸自が全部隊・機関を対象に平成29年11月27日から実施した、陸自の海外活動に係る定時報告の確認作業の結果をリスト形式で入手したところ、当該リストは、定時報告に係る陸自の全部隊等における確認作業の結果を取りまとめたものであるが、どの部隊等がどの定期報告を保有しているのかが記載されておらず、また、確認できた定期報告の日付を厳密には確認できない状況であった。

このため、2月27日に当該リストにイラク「日報」が含まれていることを確認した統幕参事官付A以下は、そのことを統幕参事官付Gに報告するとともに、陸幕総務課に対し、①陸自としてイラク「日報」と判断した文書の現物の提供を求めるとともに、②イラク「日報」の保有部署名について報告するよう依頼した。

その後、平成30年3月2日までの間に、陸幕総務課から統幕参事官に対し、イラク「日報」の保有部隊等は陸幕衛生部及び陸自研究本部である旨報告があった。また、同日には陸幕総務課Dより統幕参事官付Aに対し、イラク「日報」の現物の一部（2日分）が送付され、統幕参事官として実際にイラク「日報」が存在することを確認した。

2. 事実関係

(1) イラク「日報」の存在の確認から大臣報告作成までの対応

ア 3月2日にイラク「日報」の存在を確認した統幕参事官は、平成29年2月の国会におけるイラク「日報」に係る議論を承知していたことから、平成30年3月5日、統幕参事官付Aより鈴木統幕総括官に対しイラク「日報」が確認された旨報告を行った。そして、統幕参事官は①確認されたイラク「日報」の精査、②大臣報告に係る関係部署間の調整、③陸幕等におけるイラク「日報」の改めでの探索漏れがないか再確認、④国会議員からの資料要求や国会での答弁並びに情報公開請求への対応状況の確認といった作業を行った。具体的には以下のとおり。

- ① 統幕参事官は、同月2日から11日までの間に、陸幕総務課が陸自で確認されたイラク「日報」と考えられる文書を陸幕総務課と統幕参事官の間でやりとりする共有フォルダの中に電子データの形式で保存するという方法で当該文書

を集めた。

その後、統幕参事官においては、約1万4000頁に及ぶイラク「日報」一件一件の精査を行った。具体的には、共有フォルダに電子データで保存された文書が真にイラク「日報」に該当するかについて一件一件確認するとともに、保存された文書に欠損がないかという観点から、派遣された部隊毎にどの日付の「日報」が確認されたか、各電子データが1日分の「日報」の適正な構成になっているか等を確認した。

これらの作業を通じて、陸自のイラク復興支援活動に派遣された復興支援群351日分、復興業務支援隊26日分及び後送業務隊31日分のイラク「日報」が陸自に存在することを確認した。²

- ② 大臣報告に係る関係部署間との調整に関しては、統幕参事官付AはH及び山野参事官に報告後、3月5日、鈴木統幕総括官に対しイラク「日報」が確認された旨報告をおこなった。同日、鈴木統幕総括官から大臣官房文書課に連絡するよう指示があり、統幕参事官付Aから大臣官房文書課Iに対しメールで一報した。

文書課においては、同月7日頃までに三原文書課長及び文書課Jまで報告し、同日、文書課Iは統幕参事官付Aに対し、大臣報告にあたり、すでに確認されたものの他、イラク「日報」を求める過去の資料要求・情報公開請求等の有無や、イラク「日報」のこれまでの管理状況などについて確認を行うようメールで連絡した。

その後、同月12日には確認されたイラク「日報」の概略が判明したことを踏まえ、同日、鈴木統幕総括官より大臣報告を急ぎ実施するよう指示があり、大臣報告資料の作成を開始した。

同月14日には大臣報告資料案を大臣官房文書課に説明するとともに、統幕参事官付Gから大臣官房文書課K及びIに対し、後述のとおり陸幕においてイラクの「日報」の再探索を行っているところではあるが、早く大臣説明を実施したい旨説明を行った。

文書課においては、同月15日までに三原文書課長及び大臣官房文書課Jに対し、大臣報告資料案について報告した。

大臣官房文書課Iは、同月15日に、統幕参事官付Aに対し、大臣への報告にあたっては、追加の資料を用意する必要があること等を電話にて連絡した。

- ③ 陸幕は、同月5日より、陸幕内において再度イラク「日報」が保有されていないか再探索を開始するとともに、当該再探索をより確実にを行うため、同月9日には陸幕内課長等会報にて陸幕総務課長から人事教育計画課長、運用支援課長、防衛課長等に探索作業の徹底を依頼し、再探索作業を実施した。そして、同月20日に、統幕参事官付Bに対し、イラク「日報」が新たに確認されなかった旨を連絡した。³

² 4月4日修正後の日数。

³ なお、4月以降、陸幕の防衛部及び警務管理官においてイラク「日報」が確認された。

また、同月5日、鈴木統幕総括官より、航空自衛隊（以下「空自」という。）内にイラク「日報」が保有されていないか確認するよう指示があったため、統幕参事官付Bは航空幕僚監部（以下「空幕」という。）運用支援課輸送室L並びに総務課M及びNに対し当該確認を依頼した。空幕は空幕運用支援課、航空総隊、航空支援集団及び補給本部の再探索作業を実施し、同月14日、空幕総務課Nは統幕参事官付Bに対し、確認されていない回答した。⁴ 統幕参事官付Bは、空幕からの回答を踏まえ、同月15日に、イラク派遣当時、航空自衛隊においてイラク「日報」がそもそも作成されていなかったのか、又は作成されていたが保存されていないのか確認を行ったが、同月30日までに明確な回答がなかった。このため、同日、「日報」の作成根拠となる可能性のある文書を探索するよう空幕運用支援課L及び総務課M等に依頼を行った。⁵

なお、同月30日に統幕参事官付Bより海上幕僚監部（以下「海幕」という。）防衛部運用支援課Oに対し海上自衛隊（以下「海自」という。）のイラク「日報」及び「日報」の作成根拠の探索依頼を行った。⁶

- ④ また、統幕参事官においては、平成30年3月2日にイラク「日報」の現物を確認して以降、改めて対応が必要となる過去の国会答弁や資料要求、情報公開請求等の有無の確認作業を断続的に実施した。これは、以前より平成29年2月16日のイラク「日報」に係る国会議員からの資料要求及び同月20日の衆議院予算委員会における国会議員に対する稲田防衛大臣（当時）の答弁「確認をいたしましたが見つかることができませんでした」を認識していたためである。

その結果、

- a. 過去の国会答弁に関しては、同月31日の大臣説明までに、上記の国会議員以外に、平成29年2月20日の衆議院予算委員会において他1名の国会議員（当時）に対し稲田防衛大臣（当時）が「しっかりと確認をしている最中でございますが、先ほど・・・御答弁申し上げましたように、イラクに関しては日報は残っていないことを確認いたしております。」と答弁していることを確認した。
- b. 過去の資料要求に対しては、前述の国会議員からの資料要求以外に対応が必要な資料要求は確認できなかった。
- c. 過去の情報公開請求に関しては、すでに承知していた平成29年3月27日の情報公開請求（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第11条の規定（開示決定等の期限の特例）に基づく延長により平成30年6月末が開示決定期限）を含む合計5件について、イラク「日報」が特定文書に該当する可能性があることを確認した。

⁴ なお、4月5日に空幕運用支援課輸送室において3日分の空自イラク「日報」が確認された。

⁵ その結果、4月4日に空幕運用支援課Sより統幕首席参事官付Gに「日報」の作成根拠となる「イラク人道復興支援特別措置法に基づく対応措置に係る航空輸送の実績に関する航空支援集団一般命令」を手交した。

⁶ 当該依頼に対しては、4月4日までに海幕運用支援課より統幕首席参事官に対し海上自衛隊のイラク「日報」は確認されていない旨回答があった。

イ なお、2月下旬から3月下旬までの間、統幕参事官においては、南スーダン日報（約170日分、約10,200頁）や、南スーダン派遣時に作成された陸自中央即応集団のモーニングレポート（約230日分、約11,600頁）に関する情報公開請求への対応のため開示・不開示の確認作業という業務も行なっており、本件イラク「日報」だけに集中することは難しい状態にあった

（2）大臣報告までの対応

ア 大臣報告資料案の関係部署間の調整がほぼ了したことを受け、3月23日、統幕参事官付G及びAより大臣官房文書課J及びKに対し当該報告資料案の説明を行うとともに、大臣説明に至るまでの今後の段取りについて必要な調整を行った。

イ 同月26日に、佐竹大臣官房参事官に対し、統幕参事官付G及び大臣官房文書課Iより大臣報告資料案について説明を行い、佐竹大臣官房参事官から「日報」全般の一元化後の文書管理について指摘がなされたため、統幕参事官付G及び大臣官房文書課Iから同課法令審査Pに対し、検討を依頼した。同月27日、佐竹大臣官房参事官に対し、統幕参事官付G、大臣官房文書課I及び同課法令審査Pから、指摘事項に対する回答を行い、了承された。

ウ その後、同月29日に大臣官房長へ統幕参事官付G、大臣官房文書課J、I、P及び情報公開・個人情報保護室Qより説明を行い、大臣報告資料案について指摘を受けるとともに、遅くとも4月2日までに大臣説明を行うよう指示を受けた。3月30日、大臣官房長に対し統幕総括官、統幕参事官付A、G及びR、大臣官房文書課J、K、I、P及びQより再度説明を行い、了承された。同日、統幕長に対し山野参事官から説明を、また、事務次官に対し大臣官房文書課Jから別件の説明の際に概括的な説明を行った。週末に当たる同月31日、防衛大臣の東北への出張前に、防衛大臣に説明が行われた。

エ なお、同月中は、参議院予算委員会が13日間、所管委員会の衆議院安全保障委員会が3日間、参議院外交防衛委員会が5日間開かれるなど、防衛大臣も事務方も国会情勢の把握、答弁や想定作成、質疑への答弁等、国会対応業務に時間を大幅に割く状態であった。

（注）同月12日に開催された定例幹部会議において、防衛大臣から、以下のとおり、口頭による指示が行われた。

国会では森友学園の文書の書き換えが問題となっているが、去年は日報問題で防衛省・自衛隊が国民からの御批判を受けた。今回の関連で防衛省はその後どうしたのかとみられることもあろう。あらためて情報公開、行政文書管理、情報保全を徹底してほしい。

3. 評価

以上を踏まえると、統幕参事官をはじめとした関係部署は、防衛大臣への説明にあたって、事務方として、①確認されたイラク「日報」の精査、②大臣報告に係る関係部署間の調整、③陸幕等におけるイラク「日報」の改めての探索漏れがないか再確認、④国会議員からの資料要求や国会での答弁並びに情報公開請求への対応状況の確認といった必要な作業を行った結果、3月31日に防衛大臣に説明することとなった。一方で、昨年の南スーダンPKO「日報」問題に係る反省を踏まえ、今回のような事実を認知したのであれば、防衛大臣には時間をかけず直ちに一報するべきであり、適切とは言い難い対応であった。

Ⅲ. 陸上自衛隊国際活動教育隊における『日報』を巡る経緯について

1. 事実関係

(1) 平成29年2月16日の国会議員からの資料要求等に係る対応

ア 平成29年2月16日、国会議員から防衛省に対し、同日中に国際活動教育隊（以下「教育隊」という。）において収集した「日報」のすべての提出を求める資料要求があった。当該資料要求を受け、人事教育局人材育成課は、陸幕教育訓練部教育訓練課（当時。以下「陸幕教育訓練課」という。）に教育隊において「日報」を保管していないか確認し、該当文書があれば提出するよう依頼した。

イ 陸幕教育訓練課からの照会を受けた教育隊Aは、資料要求の内容を教育隊B及び副隊長Cに報告を行った。当日は教育隊長Dは不在であり、Aから報告を受けた副隊長Cは、共通教育科、評価支援科、研究科及び教育支援小隊の各科長等に対して「日報」の探索をするよう指示した。

ウ 教育隊では、当時、本日中という限られた時間の中で十分な探索のための時間を確保できない中、「日報」は通常、用済み後廃棄されているとの認識を共有していたため、結果として十分な探索が行われなかった。具体的には、評価支援科においては、科長から科員に対し口頭により探索を指示、研究科においては、当日科長が不在であったことから、副隊長Cから科員に対して簿冊及びデータを確認するよう指示、教育支援小隊においては、小隊長から科員に対し、簿冊及びデータの探索をするよう指示したところである。なお、共通教育科においてはいかなる指示が行われたかについては確認できなかった。

エ 各科等における探索の結果、「日報」の保管については確認できなかったことから、教育隊Aは、その旨を教育隊B、副隊長C、その後、副隊長Cにより教育隊長Dに対して報告した上で、陸幕教育訓練課に対し、教育隊としては「日報」については、用済み後破棄のため存在しない旨を回答した。この教育隊からの報告を受け、陸幕教育訓練課は人事教育局人材育成課に対し、教育隊では「日報」を保管していない旨を回答した。これを受け、同月16日、国会議員に対して同様の回答を行うとともに、同月17日の衆議院予算委員会において、国会議員からの質疑に対し、稲田防衛大臣（当時）から、教育隊では「日報」を保管していない旨を答弁した。

(2) 特別防衛監察に係る対応

ア 特別防衛監察の一環として、中央即応集団（当時。以下「CRF」という。）司令部は、「南スーダン派遣施設隊日々報告の保管状況に関する詳細調査について（陸幕総第413号。29.4.25）」に基づき、教育隊に対し、南スーダン派遣施設隊が現地時間で平成28年7月7日から12日までに作成した日報を探索するよう指示した。

イ 教育隊では、平成29年4月27日から教育隊が保有する全てのPC等について該当文書の探索を開始し、同月28日に評価支援科の共用PCにおいて、南スーダン派遣施設隊の活動に係る「日報」82日分が保管されていることを発見した。教育隊Aは、その旨を教育隊B、教育隊長Dに対して順次報告し、その後、CRF司令部に対し、教育隊として「日報」が存在する旨（検索対象期間については1日分）を5月11日までに報告したが、2月16日の国会議員からの資料要求に際し誤った報告をしたことを認識していたにもかかわらず、資料要求への対応を是正しなかった。また、教育隊における「日報」の存在については、9月12日、7月28日付で公表した「特別防衛監察の結果について」の補足事項として、CRF（司令部以外）において1台の共用端末に南スーダン派遣施設隊に関する「日報」のデータが存在することを公表している。

（3）情報公開請求に係る対応

ア 平成29年4月11日、「2016年7月6日から13日までに作成された南スーダンPKOに関する文書で陸上自衛隊国際活動教育隊で保有する文書のすべて」について情報公開請求が行われ、教育隊において、情報公開請求に関する文書探索を行っていたところ、同月25日までに、「日報」ではない1件の文書の保管を確認した。その後、本請求については、開示決定の期限を9月8日までに延長する旨の連絡を受けたが、教育隊Aは、引き続き、本請求に関する探索を行った。

イ この探索と並行して、特別防衛監察に基づく探索が行われ、教育隊が対象期間内の「日報」2件を保管していることを確認したことから、教育隊Aは、教育隊長Dに報告した上で、8月30日までに、「日報」2件を含む合計7件の文書をCRF司令部に提出し、9月7日、陸幕監理部情報公開・個人情報保護室は、これらの文書を大臣官房情報公開・個人情報保護室に上申した。

（4）「日報」の一元的な管理に係る対応

ア 特別防衛監察を踏まえた再発防止策を徹底するために、平成29年11月27日から陸上自衛隊が保有する「日報」の再調査が行われ、教育隊においても探索が行われていたが、その過程で、平成30年1月25日までに、十分に事情を理解していない教育隊Eが「日報」を保管していない旨の回答をCRF司令部に行った。その後、3月13日、統合幕僚監部における「日報」の一元的な管理を進める作業の過程において、統幕参事官から陸幕総務課に教育隊における「日報」の保有の有無について確認するよう依頼し、同月15日、CRF司令部は教育隊Aに「日報」の探索を改めて指示した。当該指示に基づき教育隊においては「日報」の再探索が行われ、評価支援科の共用端末及び研究科の外付けハードディスクに、南スーダン派遣施設隊の活動（約80日分）、ハイチ国際緊急医療援助隊の活動（約40日分）、パキスタン国際緊急航空援助隊の活動（約170日分）、ネパール国際緊急援助医療援助隊の活動（約20日分）、ゴラン高原派遣輸送隊の活

動（約430日分）及びハイチ派遣国際救援隊の活動（約750日分）に係る「日報」の保管が確認され、CRF司令部経由で陸幕に報告された。

イ 同月28日、陸幕総務課から統幕参事官に対し、教育隊において南スーダン派遣施設隊、ハイチ派遣国際緊急援助隊及びゴラン高原派遣輸送隊の活動等の「日報」の保管が確認された旨を回答した。

ウ この内容については、統幕において、まずはイラクの「日報」が確認されたことを速やかに公表する作業を進めていたため、同月31日におけるイラクの「日報」に関する大臣報告においては盛り込まれず、4月2日の公表においても盛り込まれなかった。

エ その後、4月3日、統幕首席参事官から人事教育局人材育成課に上記探索結果が共有され、過去の国会議員からの資料要求に対する回答や国会答弁の誤りを是正する必要があるとの認識の下、所要の準備を終え、同月4日に人事教育局人材育成課・統幕首席参事官から防衛大臣に本件について説明が行われた。

2. 評価

以上の経緯を踏まえると、文書管理担当者である教育隊A、文書管理者である教育隊B及び教育隊長Dは、平成29年2月16日になされた国会議員からの資料要求において、教育隊では、当時、「日報」は通常、用済み後廃棄されているとの認識を共有されていたため、十分な探索を行わず、「日報」を保有していない旨の回答をしたことは適切とは言えない。

また、特別防衛監察や情報公開請求により日報を発見し、省内においては必要な報告等が行われていたが、教育隊A及び教育隊Bは、教育隊長Dの指導の下で業務を行っており、資料要求に対する回答や国会答弁を改めるための必要な取り組みを教育隊長Dの判断において実施しなかったことも適切とは言えない。（なお、教育隊長Dは昨年12月、既に退職している。）

IV. 航空自衛隊におけるイラク『日報』を巡る経緯について

1. 事実関係

(1) 平成29年2月から3月までの対応

ア 平成29年2月16日、国会議員から防衛省に対し、「＜陸自＞イラク戦争におけるサマワでの日報」及び「＜空自＞イラク戦争において、2006/7以降、米兵を空輸する際に警報音が鳴り響いた日の日報」等について、同日中に提出を求める資料要求があった。当該資料については、統幕参事官が担当課となり資料探索を開始した。

イ 統幕参事官付Aは、当該資料を保有している可能性があるのは統幕、陸自及び空自であると考え、同月16日11時30分頃、統幕参事官付のカウンターパートである統幕運用第二課、陸幕運用支援課及び空幕運用支援課輸送室に対し、該当する資料を探索し、その結果を同日15時までに報告するよう依頼した。

当該依頼を受けた空幕運用支援課輸送室Bは、同室内を探索するとともに、航空支援集団司令部に当該文書の探索を依頼し、同日15時頃、統幕参事官付Aに対し、空幕においてイラク「日報」は保管されていない旨回答した。また、空幕運用支援課輸送室Bは、同月17日、統幕参事官付Aに対し、航空支援集団司令部においてもイラク「日報」は保管されていない旨回答した。

ウ 同月22日午前、衆議院予算委員会第1分科会に先立ち実施された打ち合わせの場において、辰己統幕総括官（当時）は、稲田防衛大臣（当時）より、イラク日報の再探索指示があったことを受け、同日午前、その旨を統幕参事官付の職員に対し伝達するとともに、当該「日報」を再探索するよう指示した。統幕参事官付Aは、辰己統幕総括官からの指示を踏まえ、同日12時頃、統幕運用第二課、陸幕運用支援課及び空幕運用支援課輸送室の担当者に対し、「本日の大臣レクの際に、大臣より、『イラクの日報は本当はないのか？』とのご指摘がありました。ついては、たびたび恐縮ですが、探索いただき無いことを確認（紙媒体・電磁的記録）いただいた組織・部署名を本メールに返信する形でご教授いただけますでしょうか。」（原文ママ）とのメールを送付した。空幕運用支援課輸送室Bは、同月16日の国会議員による資料要求を探索した部隊等を確認するものと理解したが、稲田防衛大臣（当時）から「日報」の再探索指示があったとの認識を有するには至らなかったため、同日、「検索したのは空幕運用支援課輸送室及び航空支援集団司令部運用課」である旨、統幕参事官付Aに回答を行った。

(2) 平成29年7月の南スーダン「日報」に係る再発防止策の策定以降の対応

ア 平成29年7月の南スーダン「日報」に係る再発防止策の策定以降、統幕参事官においていわゆる「日報」を含む定時報告を一元管理することとなった。その後、8月8日に、統幕参事官付Cは空幕運用支援課輸送室Dに対し、空自における「定時報告」の保有状況の有無について確認を依頼した。これを受けた空幕運

用支援課輸送室は、輸送室内を探索するとともに、航空支援集団司令部に照会を行った。当時は文書名による探索を行ったが、「定時報告」や「日々報告」等「日報」に分類される可能性のある名称の文書を確認することが出来なかったため、同月16日に運用支援課輸送室Dは統幕参事官付Cに対し該当ない旨回答した。

(3) 空自イラク「日報」確認までの対応

ア 平成30年3月2日に統幕参事官が陸自にイラク「日報」が存在することを確認したことを受け、同月5日、鈴木統幕総括官より、空自内にイラク「日報」が保有されていないか確認するよう指示があったため、統幕参事官付Eは空幕運用支援課輸送室F並びに空幕総務課G及びHに対し当該確認を依頼した。

空幕は空幕運用支援課、航空総隊、航空支援集団及び補給本部の再探索作業を実施し、同月14日、空幕総務課Hは統幕参事官付Eに対し、確認されていない旨回答した。

イ 統幕参事官付Eは、空幕からの上記回答を踏まえ、同月15日に、イラク派遣当時、空自においてイラク「日報」はそもそも作成されていなかったのか、又は作成されていたが保存されていないのか空幕総務課G及びHに対し確認を行ったが、同月30日までに明確な回答がなかった。このため、同日、統幕参事官付Eは、「日報」の作成根拠も併せて探索するよう空幕運用支援課輸送室F及び総務課H等に依頼した。その結果、4月4日に、空幕運用支援課輸送室Jより統幕首席参事官付Iに「日報」の作成根拠となる「イラク人道復興支援特別措置法に基づく対応措置に係る航空輸送の実績に関する航空支援集団一般命令」の提供があった。

ウ 同月3日以降、空幕内において、空幕総務課の指示により空幕内全課及び幹部学校に対しイラク「日報」の探索範囲を変えて探索作業を続けていたが、別途同月5日に受領した国会議員からの資料要求（「イラクで空自が米軍をバグダッドに送っていたことに関する資料」）に対応するため該当資料を探索していたところ、同日、空幕運用支援課輸送室は、当該資料要求の内容を踏まえ、イラクに派遣された部隊の上級部隊である航空支援集団が作成した「週間空輸実績」を逐一確認した結果、その中にイラク復興支援活動派遣輸送航空隊の「日報」（3日分、合計3ページ）が含まれていることを確認した。このため、空幕においては直ちに航空幕僚長まで報告を行うとともに、同月6日、航空幕僚長から大臣に対し、本件に係る報告を行った。なお、同月7日以降、防衛省・自衛隊の全ての部隊及び機関を対象に大臣通達に基づく徹底した文書探索を行ったが、空自のイラク「日報」は上述の3日分以外は確認されなかった。

なお、今般確認されたイラク「日報」3日分は、平成29年2月16日の資料要求で求められた「＜空自＞イラク戦争において、2006/7以降、米兵を空輸する際に警報音が鳴り響いた日の日報」には該当しない。

2. 評価

空幕で発見されたイラク「日報」に該当する定時報告3日分（合計3ページ）については、平成29年2月16日の国会議員からの資料要求に該当せず、発見後速やかに対外公表したところであるが、発見までに時間を要した経緯を踏まえれば、保有するイラク「日報」の把握が不十分であったと言わざるを得ないことから必ずしも適切ではなかった。